

日本国際文化学会倫理綱領

日本国際文化学会は、国際文化学の振興と普及を、教育・研究の両面において推進することを目的として設立され、さまざまな分野の研究者、教育者、実務者からなる学際的な学術団体である。インターナルチャラリティ（間文化性）という観点から、文化間の交流、対話、理解の諸相を研究し、「共に生きる工夫」としての文化の創成を目指している。本学会は、このような特色と目標にふさわしい形で研究・教育および学会運営を行い、国際文化学の発展を図るとともに、社会に貢献するために、会員が尊重し遵守すべき項目を以下に定める。

第1条 【公正と信頼の確保】会員は、自らの研究と教育および学会運営にあたって、公正を維持し、社会的な信頼を損なわないように努めなければならない。

第2条 【法令遵守】会員は、自らの研究と教育および学会運営にあたって、法令を遵守するとともに、誠実に行動しなければならない。

第3条 【プライバシーの保護と人権の尊重】会員は、自らの研究と教育および学会運営にあたって、社会的な影響を考慮し、関係する人々のプライバシーの保護と人権の尊重に努めなければならない。

第4条 【差別の禁止】会員は、思想信条・性別・性的指向・年齢・出自・国籍・宗教および民族的な背景・経歴・障がいの有無・家族状況などを理由として、個人および団体に差別的な取り扱いを行ってはならない。

第5条 【ハラスメントの禁止】会員は、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、ハラスメントにあたる行為を行ってはならない。

第6条 【著作権侵害の禁止】会員は、他者の研究のオリジナリティを尊重し、著作権などを侵害してはならない。

第7条 【剽窃・盗用、データのねつ造・改ざんの禁止】会員は、他者の研究成果を剽窃・盗用してはならない。また、研究の過程でデータのねつ造および改ざんをしてはならない。

第8条 【研究資金の適正な使用】会員は、他者より補助・委託された研究資金を適正に使用しなければならない。

第9条 【説明責任】 国際文化学の調査・研究を行うに際し、会員は、調査地・調査対象の人々に対して、当該調査・研究の目的、方法およびその成果公表などの一切に対する説明責任を負う。

第10条 【研究成果の公益性】 会員は、学会の内外における交流と対話を尊重するとともに、研究の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表と社会的な還元に努めなければならない。

第11条 【倫理委員会の設置】 本綱領の目的を実現するため、日本国際文化学会倫理委員会を設置する。倫理委員会は委員長1名と委員2名で構成し、理事会において本学会会員から選任する。倫理委員には顧問を含むことができる。

2 倫理委員の任期は3年とする。

第12条 【通報及び申立】 本綱領に係る通報若しくは申立は倫理委員会に対して書面で行う。

2 通報若しくは申立があった場合、倫理委員会は適切な対応を常任理事会に提案し、常任理事会はそれに基づき本学会の対応を決定する。

3 常任理事会は、該当する会員に対する以下の処分を行うことができる。

- (1) 除名
- (2) 退会勧告
- (3) 会員資格の停止
- (4) 学会の役職就任、研究大会での登壇、年報への論文投稿の3年間の自粛勧告

第13条 【綱領の変更】 本綱領の変更は、日本国際文化学会理事会の決議による。

附則 1.本綱領は、2025年7月6日より施行する。